

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所の非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について

2. 日時：令和4年9月21日 15時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、松宮原子力運転検査官補

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）

原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー 他2名

5. 要旨

東電から、柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）（B）過給機軸固着事象に関連し、柏崎刈羽原子力発電所2号機のD/G（H）の過給機を点検したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○柏崎刈羽原子力発電所2号機のD/G（H）過給機のタービンブレードに設置されているワイヤ孔の測定結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大孔位置の差（0.22mm以内）を満足しているかを確認した。その結果、点検フローの第一判定を超えているものがないことを確認した。

○他作業との工程調整により、点検時期を福島第一原子力発電所6号機のD/G（A）の過給機の点検を2024年度第1四半期に、柏崎刈羽原子力発電所6号機のD/G（C）の過給機の点検を2023年度までに実施するとして見直した。これら点検対象のD/G過給機は、過去にタービンブレードの取り外しや再取付けを実施していないため、柏崎刈羽原子力発電所1号機と同様の破損は発生しないと推定しているが、念のためレーシングワイヤ孔の位置測定を行う予定としていたものであり、点検時期を見直したとしてもD/G過給機への影響はないと判断している。

原子力規制庁から東電に対し、今後点検予定のD/G過給機について引き続き点検結果を報告することと、点検計画を変更する場合は速やかに報告するよう要請し、了承した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所2号機 非常用ディーゼル発電機（H）過給機の点検結果について
- ・ 各プラントの水平展開実施計画及び実績

以上